

前橋市部設置条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1)～(4) 省略 (5) <u>文化スポーツ部</u> (6)～(13) 省略 (事務の分掌) 第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 未来創造部 ア 省略 <u>イ～エ</u> 省略 (3)～(4) 省略 (5) <u>文化スポーツ部</u> ア～イ 省略 (6)～(9) 省略 (10) 産業経済部 ア～イ 省略 <u>ウ 観光に関すること。</u> <u>エ</u> 省略 (11) 省略 (12) 都市計画部 ア～エ 省略 <u>オ 交通政策に関すること。</u> (13) 省略	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1)～(4) 省略 (5) <u>文化スポーツ観光部</u> (6)～(13) 省略 (事務の分掌) 第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 未来創造部 ア 省略 <u>イ 交通政策に関すること。</u> <u>ウ～オ</u> 省略 (3)～(4) 省略 (5) <u>文化スポーツ観光部</u> ア～イ 省略 <u>ウ 観光に関すること。</u> (6)～(9) 省略 (10) 産業経済部 ア～イ 省略 <u>ウ</u> 省略 (11) 省略 (12) 都市計画部 ア～エ 省略 (13) 省略